

## 処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算

### (介護職員等処遇改善加算)の支給に関する規程

#### (目的)

第1条 この規程は、尾花沢市社会福祉協議会（以下本会という）が、厚生労働省が創設した介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算制度に基づき、職種手当として支給する処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援手当について必要な事項を定めるものとする。

#### (処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援手当の支給)

- 第2条 処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援加算手当は、処遇改善加算・特定処遇改善加算・ベースアップ等支援加算の支給に関する規程により支給する。
- 2 処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援加算手当は、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算を原資として支給する。また支給額については、賃金改善の見込み額の範囲において定めるものとする。さらに加算額や内容・名称の変動が予想されることから、適宜見直しを行うことができる。
- 3 加算額に増額がある場合は、年度末に一時金等による精算をするものとする。
- 4 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算が令和6年6月1日より一本化され、名称が介護職員等処遇改善加算となることから、処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援手当の名称を令和6年6月1日より介護職員等処遇改善加算手当とする。

#### 処遇改善手当・特定処遇改善手当・ベースアップ等支援手当（令和6年4月1日より）

支給対象者	月額
① 10年以上勤務する介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、看護師または准看護師のいずれかの資格を有する職員	27,000円
② ①以外の介護職員	21,000円
③ ①②以外の職員	13,000円

#### (在籍の限定)

第3条 第2条については、支給日現在に在籍していない者には支給しない。

#### (その他)

第4条 この規程は、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算制度及び介護職員等処遇改善加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

#### 付 則

この規定は、令和 6年 4月 1日から施行する。